

令和8年1月23日

議員各位

管理部管理課

解散後の議員宿舎の使用について

解散後においては、議員宿舎の使用は、先例により下記のとおりとなっておりますので、御了承願います。

記

議員宿舎の使用は、総選挙の公示日の前日までとなっております。

ただし、引き続き立候補された方につきましては、総選挙の投票日まで使用いただけます。立候補されない方につきましては、公示日から10日以内に退去願います。

なお、投票日の翌日以降は、当選された方を除き、4日以内に退去願います。